

若年層顧客に対する貸付実態調査結果を公表

～成年年齢の引下げに向けて、効果的な取組みの横展開を推進～

日本貸金業協会は 10 月 30 日、貸金業界における若年層の顧客への貸付方針や取組状況について調査結果を取りまとめ、協会ウェブサイトにて公表した。

本年 6 月、金融庁とも連携の上、消費者向け貸付けを行っている協会員 467 社に対してアンケート調査を実施。消費者向け無担保貸付残高の 96.3%をカバーする 366 社から回答を得た。



2022 年 4 月に民法の成年年齢が現在の 20 歳から 18 歳に引き下げられ、18～19 歳でも親の同意を得ることなく貸付けの契約をできるようになる。若年層の顧客が過大な債務を負うような事態が生じることのないよう、より適切な対応が求められる。本調査では、2020 年 3 月末時点の若年層の顧客への貸付状況や 2022 年 4 月以降の貸付方針のほか、効果的な自主的取組みの実施状況についても聞いた。

若年層の顧客に対する貸金業者の効果的な取組事例としては、「通常より低い利用限度額の設定」や「より丁寧な説明の実施」などを把握。今後、効果的な取組みの業界への横展開を推進していくとともに、若年者の金融リテラシーの向上等に資する取組みを継続的に実施していく。

貸金業者における若年層の顧客に対する効果的な取組事例（抜粋）

- ▶ 若年層の顧客については、利用限度額を通常よりも低く設定している。
(参考: 利用限度額の設定状況)
 - ・ 一般の顧客に関しては、いずれの年代も利用限度額を 10 万円に設定していると回答した者が最も多く、次いで 20 万円に設定していると回答した者が多い。
 - ・ 学生の顧客に関しては、いずれの年代も利用限度額を 10 万円に設定していると回答した者が最も多く、次いで 5 万円に設定していると回答した者が多い。(注) 個人向け貸付けにおいては、年収の3分の1を超える貸付契約の締結は原則として禁止される(いわゆる総量規制)。
- ▶ 申込書に資金用途の記載欄を設けて、若年層を含め全ての利用者に記入してもらっている。
- ▶ 申告年収が事実かどうかを確認するため、貸付金額が 50 万円以下の場合であっても、年収証明書を取得している。
(注) 貸金業法上、自社による貸付けの金額が 50 万円を超える場合は、年収証明書を取得しなければならない。
- ▶ 名義の貸し借りや詐欺、マルチ商法等による被害に巻き込まれることを防止するため、具体的な手口等について説明を行い、これらに関わっていないかを確認している。

「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」については → [こちら](#) (協会ウェブサイト)